

# 兼務役員雇用実態証明書に必要な書類

法人の取締役・監査役・理事等は、原則として雇用保険被保険者となりません。

ただし、取締役・監査役・理事等であっても、同時に部長・支店長等の従業員としての身分を有している場合に、その者の就業実態・就業規則の適用状況等から総合的に判断して、労働者的性格が強く雇用関係があると認められる場合に限り、被保険者となる場合があります。

※兼務役員実態証明書以外は、全てコピーで提出してください。

※確認のため、必要に応じてこの他の資料をお願いする場合があります。

兼務役員実態証明書

登記簿謄本（履歴事項全部証明書）・・・役員就任時のもの

役員報酬規定・・・規定がない場合は、給与及び役員報酬の決定文書

定款・・・業務執行権、指揮命令権等業務権限の確認

就業規則・給与規定・・・作成していない場合はご相談ください。

賃金台帳・・・役員就任月とその前後の月及び最新の月

（例）役員就任が8月で現在11月の場合 ➡ 6.7.8.9月と11月分

出勤簿（タイムカード）・・・賃金台帳と同じ

労働者名簿・・・社員名簿、人事記録カード等（労働基準法第107条）

人事組織図・・・役員就任時のもの

議事録・・・役員就任時の株主総会・取締役会等のもの

[未取得の場合]

雇用保険被保険者資格取得届

[取得済みの場合]

雇用保険被保険者資格確認通知書